

定期報告を要する特定建築物及び特定建築設備等

(1) 特定建築物

用 途		特定建築物	
		用途に供する規模等※1 (いずれかに該当するもの)	報告の時期
1	劇場、映画館又は演芸場	ア 床面積の合計 > 200 m ² イ 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100 m ² ウ 3階以上の階の床面積の合計 > 100 m ² エ 建築物の階数が3以上で主階が1階以外にあるもののうち、床面積の合計 > 100 m ² オ 建築物の階数が3以上で、客席部分※2の床面積の合計 ≥ 200 m ²	3年ごと 令和5年 7月～ 10月
2	観覧場※4、公会堂又は集会場	ア 床面積の合計 > 200 m ² イ 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100 m ² ウ 3階以上の階の床面積の合計 > 100 m ² エ 建築物の階数が3以上で、客席部分※2の床面積の合計 ≥ 200 m ²	
3	病院、診療所※5、老人ホーム又は児童福祉施設等※6	ア 床面積の合計 > 300 m ² イ 床面積の合計 > 200 m ² で地階の床面積の合計 > 100 m ² ウ 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100 m ² エ 3階以上の階の床面積の合計 > 100 m ² オ 2階の部分※2 (病院又は診療所にあつては、当該部分に患者の収容施設がある場合に限る。) の床面積の合計 ≥ 300 m ²	
4	ホテル又は旅館	ア 床面積の合計 > 300 m ² イ 床面積の合計 > 200 m ² で地階の床面積の合計 > 100 m ² ウ 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100 m ² エ 3階以上の階の床面積の合計 > 100 m ² オ 2階の部分※2の床面積の合計 ≥ 300 m ²	
5	下宿、共同住宅又は寄宿舎 (サ高住等※7を除く)	6階以上の階の床面積の合計 > 100 m ²	
6	共同住宅 (サービス付き高齢者向け住宅に限る。) 又は寄宿舎 (サ高住等※7に限る。)	ア 床面積の合計 > 200 m ² で地階※2の床面積の合計 > 100 m ² イ 建築物の階数が3以上で地階※2の床面積の合計 > 100 m ² ウ 3階以上の階※2の床面積の合計 > 100 m ² エ 2階の部分※2の床面積の合計 ≥ 300 m ²	

7	学校又は次のうち学校に付属するもの (体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場)	ア 床面積の合計 > 2,000㎡ イ 床面積の合計 > 200㎡で地階の床面積の合計 > 100㎡ ウ 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100㎡ エ 3階以上の階の床面積の合計 > 100㎡	3年ごと 令和4年 7月～ 10月
8	次のうち学校に付属しないもの(体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場)	ア 床面積の合計 \geq 2,000㎡※3 イ 床面積の合計 > 200㎡で地階の床面積の合計 > 100㎡ ウ 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100㎡ エ 3階以上の階の床面積の合計 > 100㎡	
9	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業(物品加工修理業を含む)を営む店舗	ア 床面積の合計 > 500㎡ イ 床面積の合計 > 200㎡で地階の床面積の合計 > 100㎡ ウ 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100㎡ エ 3階以上の階の床面積の合計 > 100㎡ オ 2階の部分※2の床面積の合計 \geq 500㎡	
10	事務所その他これに類するもの	地階又は3階以上の階の床面積の合計がそれぞれ100㎡を超えるもの(階数が5以上で延べ面積が1,000㎡を超える建築物に限る。)	

※1 表中の「床面積」は「その用途に供する部分の床面積」をいう。

※2 当該部分が避難階である場合を除く。

※3 床面積の合計が2,000㎡で当該部分に避難階を含む場合を除く。

※4 観覧場：屋外に避難上有効に開放されているものを除く。

※5 診療所：患者の収容施設があるものに限る。

※6 児童福祉施設等：政令第115条の3第1号に規定する児童福祉施設等をいう。

※7 サ高住等：サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームをいう。

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するかどうかを判断し、棟ごとに報告してください。

(2) 建築設備

用途	建築設備※1	
	用途に供する規模等※2 (いずれかに該当するもの)	報告の時期
1 劇場、映画館又は演芸場	ア 床面積の合計 > 200㎡ イ 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100㎡ ウ 3階以上の階の床面積の合計 > 100㎡ エ 建築物の階数が3以上で主階が1階以外にあるもののうち、床面積の合計 > 100㎡	毎年 7月～ 10月

2	観覧場※3、 公会堂又は集会場	ア 床面積の合計 > 200㎡ イ 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100㎡ ウ 3階以上の階の床面積の合計 > 100㎡	毎年 7月～ 10月
3	病院、診療所※4、老人 ホーム又は児童福祉 施設等※5	ア 床面積の合計 > 300㎡ イ 床面積の合計 > 200㎡で地階の床面積の合計 > 100㎡ ウ 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100㎡ エ 3階以上の階の床面積の合計 > 100㎡	
4	ホテル又は旅館	ア 床面積の合計 > 300㎡ イ 床面積の合計 > 200㎡で地階の床面積の合計 > 100㎡ ウ 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100㎡ エ 3階以上の階の床面積の合計 > 100㎡	
5	博物館、美術館、図書 館、ホール、スケート場、水泳場又はス ポーツ練習場	ア 床面積の合計 > 2,000㎡ イ 床面積の合計 > 200㎡で地階の床面積の合計 > 100㎡ ウ 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100㎡ エ 3階以上の階の床面積の合計 > 100㎡	
6	百貨店、マーケット、 展示場、キャバレー、カフェ、 ナイトクラブ、バー、ダンスホー ル、遊技場、公衆浴場、 待合、料理店、飲食店 又は物品販売業（物品 加工修理業を含む。） を営む店舗	ア 床面積の合計 > 500㎡ イ 床面積の合計 > 200㎡で地階の床面積の合計 > 100㎡ ウ 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100㎡ エ 3階以上の階の床面積の合計 > 100㎡	
7	事務所その他これに 類するもの	建築物と同様	

※1 建築設備：[換気設備] 政令第112条第21項の規定による特定防火設備で、**煙感知器連動ダンパーを設けたものに限る。**

：[排煙設備] 機械排煙に限る。

：[非常用の照明装置] 蓄電池別置型又は自家用発電装置を設けたものに限る。

※2 表中の「床面積」は「その用途に供する部分の床面積」をいう。

※3 観覧場： 屋外に避難上有効に開放されているものを除く。

※4 診療所： 患者の収容施設があるものに限る。

※5 児童福祉施設等： 政令第115条の3第1号に規定する児童福祉施設等をいう。

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するかどうかを判断し、棟ごとに報告してください。

(3) 防火設備

報告対象	報告の時期
政令第16条第3項第2号に規定される建築物に設けられた、随時閉鎖式の防火設備（外壁開口部の防火設備、防火ダンパーを除く。）	毎年 7月～10月

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、それぞれの棟ごとに報告してください。